

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)

より、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

境港市小篠津町字竈ヶ山西四〇四三一五(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

児童公園の園路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◇選管規則

土地改良法による土地配分計画の作成

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定に

廃止年月日 指定番号 住 所 氏

昭四〇、五、一〇 四 八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地

六 気高郡氣高町大字浜村七八三の二四番地 気高

二四 岩美郡岩美町大字岩井一一五番地 岩井農業協同組合長

二五 " 大字院内五四九番地一 小田 "

昭和四十年五月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 売りさばき場所

八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地 八頭郡畜産農業協同組合連合会長

氣高郡氣高町大字浜村七八三の二四番地 氣高

岩美郡岩美町大字岩井一一五番地 岩美郡岩美町大字岩井一一五番地

大字院内五四九番地一

鳥取県告示第二百九十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので

鳥取県知事 石
破
二
朗
昭和四年五月二十八日
案例同条第四項の規定により告示する。

指定年月日	指定番号	住所	氏名	売りさばき場所
昭四〇、五、一〇	三三五	鳥取市吉方二三五番地	鳥取県經濟事業農業協同組合連合会 鳥取畜産事務所長	鳥取市吉方二三五番地
" "	三三六	八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地	八頭 "	八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地
" "	三三七	米子市勝田町三六番地	米子 "	米子市勝田町三六番地
三三八	日野郡日野町大字根雨三八〇番地	" " 日野 "	日野郡日野町大字根雨三八〇番地	日野郡日野町大字根雨三八〇番地
三三九	岩美郡岩美町大字浦富	岩美町農業協同組合長	岩美郡岩美町大字蒲生一一三〇番地	岩美郡岩美町大字蒲生一一三〇番地

四八	米子市勝田町三六番地	西伯畜産農業協同組合連合会長	米子市勝田町三六番地
四九	日野郡日野町大字根雨三八〇番地	日野郡〃	日野郡日野町大字根雨三八〇番地
一一八	岩美郡岩美町大字大谷三一二番地一	大岩農業協同組合長	岩美郡岩美町大字大谷三一二番地一
一二〇	大字浦富一九〇七番地一	浦富〃	大字浦富一九〇七番地一
一二一	大字蒲生一一三〇番地一	蒲生〃	大字蒲生一一三〇番地一
一二二	大字陸上五六七番地四	東浜〃	大字陸上五六七番地四
二七六	鳥取市吉方二三五番地	鳥取市畜産農業協同組合連合会長	鳥取市吉方二三五番地
鳥取県告示第二百九十三号			
指定年月日	指定番号	住 所 氏 名 売りさばき場所	同条例同条第四項の規定により告示する。
昭和三十九年三月鳥取県条例第九号	第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、	昭和四十年五月二十八日	
三三五 鳥取市吉方二三五番地	鳥取県經濟事業農業協同組合連合会	鳥取県知事 石 破 二 朗	
三三六 八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地	鳥取畜産事務所長	鳥取市吉方二三五番地	
三三七 米子市勝田町三六番地	八頭郡	八頭郡船岡町大字船岡三八五の一一番地	
三三八 日野郡日野町大字根雨三八〇番地	日野〃	米子市勝田町三六番地	日野郡日野町大字根雨三八〇番地
三三九 岩美郡岩美町大字浦富	岩美町農業協同組合長	岩美郡岩美町大字蒲生一一三〇番地	岩美郡岩美町大字蒲生一一三〇番地
" "	"	大字岩井一六九番地二	岩美町農業協同組合蒲生支所
" "	"	大字院内五四九番地二	大字院内五四九番地二
" "	"	小田支所	小田支所
" "	"	大字陸上五六七番地四	大字陸上五六七番地四

種道路の一路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鳥取県八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ	から	
同 県 同 郡 同 町 大字 岩屋堂字スミタロ	まで	
鳥取県八頭郡若桜町大字岩屋堂字ウシロヤマから		
同 県 同 郡 同 町 大字 浅井字深田	まで	昭和四十年五月二十八日
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜字板谷前	から	
同 県 同 郡 八 東 町 大字 德丸字棚田	まで	
鳥取県八頭郡八東町大字徳丸字菅原清水	から	
同 県 同 郡 同 町 大字 安井宿字カナカ宮	まで	

鳥取県告示第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条の八第一項の

規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条同項の規定により

次のとおり告示する。

昭和四十年五月二十八日

鳥取県知事 石

破

二

朗

地 区 名 所 在 地	增 反 者 团 体	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積
崎津第二工区（Aの3） 米子市大崎地先中海水面	一三六戸 四三二・八〇八反	二口 一九・六〇〇反			

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年五月二十八日

昭和四十年五月二十八日

鳥取県選挙管理委員長 加藤定治

鳥取県選挙管理委員会規則第三号

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「申立」を「申出」に改め、同条中「申立人」を「申出人」に改める。

第二十四条第三項中「令第五十九条第四項」を「令第五十八条第四項及び令第五十九条第八項」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

2 市町村の委員会の委員長は、船長又はその代理人が令第五十九条第二項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒を交付したときは、指定船舶名、当該選挙の種類、交付年月日、交付枚数及びその他必要事項を記入して、これに対し投票用紙及び投票用封筒を交付したときは、指定船舶名、簿冊を調製し、あわせて受領印を微しておかなければならない。

第九号様式の備考5中「令第59条」を「令第58条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第十二条第三項中「おおむね四十五センチメートルの正方形となるようにならなければならない。」を「四十四センチメートル程度の正方形とし、巾二センチメートル程度の線をもつてそれぞれの正方形の区画を明瞭に区分しなければならない。」に改める。

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「県の委員会が管理する選挙」の下に「（衆議院議員、参議院地方選出議員及び鳥取県知事の選挙を除く。以下本章において同じ。）」を加える。

第八条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

第十一条第二項を次のように改める。

2 市町村の委員会は、法第百四十四条の二第三項の規定により掲示場の設置場所を告示したときは、その写しを添えて直ちに県の委員会に報告しなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 法第一百四十四条の二第二項ただし書の規定により、掲示場の数を減じようとする場合の申請は、その理由を付して、別記第五号様式の二によつてしなければならない。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条第一項中「県の委員会が当該候補者について指定する番号が付されている」を「当該候補者の立候補の届出の順位と同じ番号が付されている」に改め、同条同項に次のただし書きを加える。

ただし、すべての区画について掲示すべき候補者が決定した後において、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者であることを辞したことにより次条第二項の規定の適用を受けた区画があるときは、その後の届出にかかる候補者にこれに掲示させることができ

る。この場合において、同条同項の適用を受けた区画が二以上ある場合は、当該二種類の類に従い、場合の類を三分する。

は、前記各回番号の順に依り、指示の順序を定めるものとする。

（二）同項を第二項とする。

第十六条第一項中「第十四条の規定により告示されたを削る。」

第五十二条を次のよう改める。

第五十二条 削除

別記第五号様式の次に第五号様式の二として次のように加える。

第5号様式の2

別紙

鳥取県選舉管理委員会委員長（氏名）あて

(注) 住宅地、耕地、山林、池沼の区分が明確に表示された地図に、投

投票区の区域及びボスター掲示場を減じようとする投票区にあつてはその設置予定場所を表示したもの添付すること。

別記第十八号様式を次のように改める。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から適用する。

第三種郵便物認可)

昭和40年5月28日

金曜日

鳥

又 県 公 報

何市(町村)選挙管理委員会委員長名

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則を
ここに公布する。

昭和四十年五月二十八日

鳥取県選挙管理委員会規則第四号

鳥取県選挙管理委員長 加藤定治

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を
改正する規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法第二百一条の六第一項第四号（法第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）」を「法第二百一条の七第二項において準用する法第二百一条の六第一項第四号（参議院全国選出議員の再選挙又は補欠選挙を除く。）」に改める。

第七条の次に次の三条を加える。

第八条 法第二百一条の五第一項第五号（法第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第二百一条の六第一項第五号（法第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。）又は法第二百一条の八第一項第五号の規定により、政談演説会開催の告知のために使用する立札及び看板の類の表示は、法第二百一条の十第八項の規定によつて県の委員会が交付する別記第四号様式の表示板を用いてしなければならない。

2 前項の表示板は、法第二百一条の十第二項の規定による政談演説会開催の届出を受理したときに交付する。

第九条 表示板は、立札及び看板の類の前面左上の外部から見やすい箇所

に、その使用中常時掲示しておかなければならぬ。

第十条 第四条の規定は、第八条の表示板の再交付について準用する。

別記第三号様式の次に第四号様式として次のように加える。

第四号様式

行 挙 党	日 選 募	鳥 取 県
年 何々々	月 何々々	選 挙 管 理
昭 何 何	期 日 所	委 員 会 印

第
号
の
年
何
々
々
月
何
々
々
日
期
所

第
号
の
年
何
々
々
月
何
々
々
日
期
所

備考 黄地に黒色の文字とし、縦二十センチメートル、横十五センチメートルの大きさとする。ただし、二以上の選挙が直近して行なわれる場合においては色をかえることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙についてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から適用する。